相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市上町四丁目九五番地、最後の住所神奈川県横須賀市衣笠栄町一丁目七〇番地　杉本ビル三F

被相続人　亡　杉本　朝鳩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月一日

神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地

大和土地建物第三ビル五階

相続財産管理人　弁護士　酒井　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市香林坊二丁目二八三番地、最後の住所石川県金沢市泉本町五丁目一三番地

被相続人　亡　今野　次男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月一日

石川県羽咋市大川町北新一四三番地、事務所石川県金沢市新神田五丁目五五番地一坂田ビル二〇一号

相続財産管理人　坪田　克博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県敦賀市中央町二丁目一一番、最後の住所福井県敦賀市若葉町一丁目八〇一番地の一

被相続人　亡　渥美　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月一日

福井県敦賀市三島町二丁目一一番一四号大和田第二ビル一階

相続財産管理人　弁護士　堺　啓輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県大町市平一二八〇九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　郷津　滋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月一日

長野県北安曇郡白馬村大字北城三九七番地

相続財産管理人　帯金　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市常田二丁目二八番、最後の住所長野県上田市常田二丁目二八番一六号

被相続人　亡　清水　義幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月一日

長野県上田市中央西二丁目八番一二号柳沢ビル三〇二

相続財産管理人　弁護士　佐藤　友則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市千秋町町屋二〇六一番地、最後の住所愛知県名古屋市天白区植田山二丁目一〇一番地名古屋市植田寮

被相続人　亡　岸　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月一日

愛知県名古屋市東区芳野二丁目五番一四号メイゾン芳野五〇三号

相続財産管理人　朝日　裕晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉市甘木一八一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大熊　良典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月一日

福岡市中央区赤坂一丁目一五番三三号ダイアビル福岡赤坂三階三浦邦俊法律事務所

相続財産管理人　弁護士　瀬戸　伸一

無縁墳墓等改葬公告

川口・多治米共同墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年九月一日

一、墳墓等所在地　広島県福山市東三口町二丁目一一二番

一、墳墓等の名称　三口・多治米共同墓地

多木家一基、佐藤家一基、佐藤家一基、枝廣家一基、枝廣家一基、吉川家一基、近藤家一基、藤井家一基、三村家一基、三村家一基、三村家一基、桑田家二基、竹内家四基、砂原家二基、卜部家四基、金高家一基、佐藤家一基、岡田家一基、福井家一基、田口家四基、田口家一基、七森家四基、倉田家一基、藤井家三基、田口家一基、不詳十五基、合計五十六基及びC—四五番　掛谷家、E—三七番　増原家、E—五九番、E—六八番、E—七五番、H—二七番、I—二六番、合計七区画

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　広島県福山市東三口町三丁目一七番一八号　崇興寺内　三口・多治米共同墓地維持会　会長　延明　安久

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年９月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①有限会社千葉観光総合企画　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３—215号　④有限会社千葉観光総合企画　宮城県登米市迫町森字中江１番地　代表取締役　千葉進一　⑤本社営業所　宮城県登米市迫町森字中江１番地　⑥平成６年７月28日　⑧平成22年７月26日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県登米市迫町森字中江１番地　有限会社千葉観光総合企画　代表取締役　千葉進一

B　①株式会社国際スカイ．ロード．ツーリスト　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３—2820号　④株式会社国際スカイ．ロード．ツーリスト　東京都豊島区池袋三丁目67番12号　代表取締役　田口寛史　⑤本社営業所　東京都豊島区池袋３—67—12　⑥昭和63年７月５日　⑧平成22年７月５日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区池袋三丁目67番12号　株式会社国際スカイ．ロード．ツーリスト　代表取締役　田口寛史